

4 新たな事業・制度との連携・活用による取組の促進

②里地里山を保全するための地方自治体独自の制度

神奈川：水源環境保全税の活用

(県民税超過分を財源とする「かながわ水源環境保全・再生施策の活用」)

神奈川県では 19 年度より、水源環境を保全・再生するための目的税を県民税超過課税として導入した。これを活用した水源の保全・再生のための施策として、20 年間の取り組み全体を示す施策大綱と、実行 5 年計画を策定した。秦野市ではこれを活用し、以下の事業を行なう。

- ・「地域水源林整備の支援」の一部として秦野の里地里山の保全再生事業
- ・「地下水保全対策の推進」の一部として秦野の地下水の水量・水質保全事業
- ・その他に県が直轄で奥山の整備事業

里地里山については単年度年間 40ha の整備を行う予定で、「はだの森づくり一世紀構想」として推進していく予定である。

秦野市は、市面積の約半分が森林であり、うち約 2 割が概ね標高 300m 以下の里山（約 1100ha）で、平成 11 年度の調査ではそのうち約 4 分の 3 が、充分に手入れされてない状態だった。本財源確保により、今後一層、里山整備を推進する予定である。

